

宮城県における創造的復興の完遂と課題 Accomplishment and issues of “Build Back Better” in Miyagi

金須豊洋*
Kisu Toyohiro

1. はじめに

東日本大震災から13年が経過し、農地や揚水機場等の農業用施設、農地海岸堤防等の災害復旧、及び東日本大震災復興交付金等を活用した農地の大区画整備は全て完了した。これまでの国や関係機関をはじめ全国の皆様からいただいた多大なる御支援に心から感謝を申し上げたい。本稿では、単なる原形復旧にとどまらない創造的な復興を目指して約6,540haで農地整備事業を導入し、「大規模かつ競争力のある経営体の育成」と被災市町の復興まちづくり計画を実現する「土地利用の整序化」の取組と今後の課題について述べる。

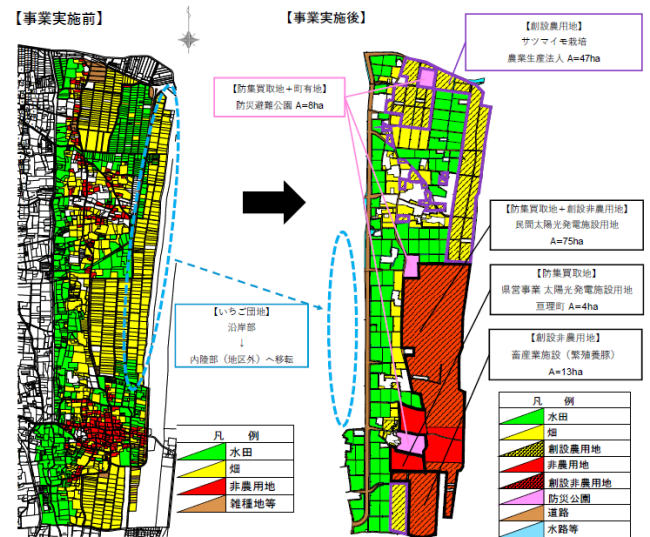
2. 創造的復興の取組

(1) 土地利用の整序化

本県では、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震の津波によって15市町、約327km²が浸水し、24万棟の住宅が全半壊、約14,300haの農地が甚大な被害を受けた。モザイク状に点在する住宅等の移転元地や買取対象外となった雑種地、山林、原野等の非農用地を農地整備事業の一定の地域に編入し、土地改良法の換地制度を活用して非農用地の集積・再配置を行い、防災公園、防風林、大規模畜産企業施設、太陽光発電施設等の用地として利用されるなど、農地整備事業は被災市町の復興整備計画の実現に大変重要な役割を果たした。具体的な事例として、亶理町の吉田東部2期地区では、町の復興整備計画を踏まえ、点在する移転元地を地区編入し、大区画ほ場の整備による生産性の高い「農業振興ゾーン」、「産業誘致・再生ゾーン」及び「防災公園用地」を形成し、土地の有効利用を図った。また、壊滅的な被害を受けたいちご団地の内陸部への移転や、津波被害による離農・営農規模縮小等に伴い、農地の一部を集約して、非農用地や農用地を創設し、土地の有効利用が飛躍的に促進した。

(2) 農地利用集積と大規模農業経営体の設立

東日本大震災復興交付金を活用した農地整備事



土地利用の整序化の事例
Example of Orderly Recorganization of the Land Use



吉田東部2期地区(亶理町)
Second Eastern Yoshida district (Watari Town)

*大郷町(元宮城県農政部) Osato Town(Former Miyagi Prefectural Government Agricultural Department)

キーワード: 東日本大震災、創造的復興

業地区では、令和2年度末における農地利用集積率は平均71%であり、農地利用集積目標を設定した10地区のうち9地区において目標を達成した。また、震災以降、農地整備事業を契機に新たに設立された農地所有適格法人は40経営体であり創造的復興の姿は達成されたものとする。

(3) 新たな標準区画（2ha 区画）の導入

宮城県において、全水稲作業時間の6割近くを水管理や草刈り等の管理作業、耕起・整地、育苗作業に係る労働時間が占めており、これらの省力化が課題であった。新たな標準区画（2ha 区画）では、これまで宮城県で100mを標準としていた長辺長を200m～250mに拡大し、育苗作業が不要となる乾田直播栽培等の省力的営農技術の導入を促進していく区画計画を採用した。水管理や草刈り等の管理作業の効率化、労働時間の削減では耕区両側に支線道路を配置し、用水路はパイプライン、排水路は管排水路形式として農道下に配置することで水管理作業の効率化を実現するとともに、開水路形式と比較した場合、管排水路形式としたことで約50%の草刈面積を削減した。

3. 復興の完遂に向けた課題

(1) 農地・水等の地域資源の適切な保全活動について

東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸市町では、防災集団移転促進事業による住居の移転や、建築基準法及び各市町の条例に基づく災害危険区域の指定によって住宅建築が制限されている。災害危険区域等に指定された農村地域では集落機能が喪失した集落もあり、関係人口も減少していることから農地・水路などの共同維持管理についても難しい状況となっている地域もある。このように沿岸部の集落機能が低下してきている状況においても、大規模経営体を中心として地域資源の適切な保全活動への期待は高く、県としても関係市町と連携を図りながら多面的機能支払交付金事業を活用しながら、新市街地等へ移転した元住民や農家も含めた広域組織への誘導、地域の絆を少しでも取り戻す支援を進めていきたいと考えている。

(2) 農業経営の発展について

東日本大震災後に設立された沿岸部の農地所有適格法人等の農業経営体は地域農業の復旧や保全維持等を目的に設立された法人が多数であることから、農業経営における長期的安定化が大きな課題である。これらの経営体では、人材確保・育成、円滑な経営・技術継承が重要であるとともに、人口減少や高齢化の進行により懸念されている労働力不足や労働環境の改善に対応するために「アグリテック」の普及・拡大や農地中間管理事業による経営規模拡大、収益性の高い作物への転換を進め、効果的・安定的な経営管理や省力・低コスト化への取組や支援が必要である。また、復興事業による農業機械・施設リース事業を活用して装備された農業用機械・施設の更新時期が重なる可能性があることから、経営体ではその更新資金確保のための利益留保が必要と思われる。

4. おわりに

令和3年3月に策定した「第3期みやぎ農業農村整備基本計画」では、「次代に向けて田水郷（たすき）をつなぐ みやぎの農業・農村（たから）」をキャッチフレーズに掲げている。創造的復興により生まれ変わった農地や農村に誇りをもって後世に引き継いでいけるよう取組んでいくこととしている。

引用・参考文献

- 宮城県農林水産部：みやぎの農業農村復旧復興のあゆみ（更新版）（2017）
東日本大震災復旧・復興研究会編：現場知に学ぶ農業・農村震災対応ガイドブック 2018（2018）
有田博之ほか：大規模震災復旧・復興時における現場知の組織的記録の提案、農村計画学会誌（2020）